

令和 7 年度 特別支援教育就学奨励費について（概要）

東かがわ市教育委員会

東かがわ市立小・中学校の特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校で必要な経費の一部を援助しています。

1. 対象となる児童生徒

- ・東かがわ市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒
- ・東かがわ市立小・中学校の通常学級に在籍し、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童生徒

◇学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度

区 分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なも
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも

2. 令和 7 年度の支給内容（年額）

区 分 費 目	小学校		中学校		備 考
	所得額が基準額の 2. 5 倍未満	所得額が基準額の 2. 5 倍以上	所得額が基準額の 2. 5 倍未満	所得額が基準額の 2. 5 倍以上	
学校給食費	実費の半額	—	実費の半額	—	
通学交通費	全額実費	実費の半額	全額実費	実費の半額	通学に公共交通機関を利用している場合
修学旅行費	実費の半額 上限 10,790 円	—	実費の半額 上限 28,860 円	—	
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	実費の半額 上限 800 円	—	実費の半額 上限 1,155 円	—	
校外活動費（宿泊を伴うもの）	実費の半額 上限 1,845 円	—	実費の半額 上限 3,105 円	—	
学用品・通学用品 購入費	5,820 円	—	11,370 円	—	
新入学児童生徒 学用品・通学用品費	28,530 円	—	31,500 円	—	令和 7 年度の新 1 年生 （7 年生）が対象

※世帯の所得額が基準額（生活保護基準額）の 2. 5 倍以上で、通学費の支給対象とならない場合は支給がありません。

なお、基準額は、世帯構成や世帯員の年齢等によって異なります。

※生活保護の教育扶助や要保護・準要保護児童生徒就学援助費の支給を受けている場合、重複して支給を受けることはできません。

3. 申請について

在籍する学校を通じての申請となります。詳しくは、学校または下記へお問い合わせください。

◆ お問い合わせ先 ◆ 東かがわ市教育委員会事務局 教育総務課 電話（0879）26-1237